

## 公立大学法人宮崎公立大学旅費支給規程

平成19年4月1日  
規程第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）業務のため旅行する役員及び職員（以下「職員」という。）並びに職員以外の者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が法人業務のため一時その勤務場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が法人業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 新たに採用された職員（公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第4条第2項第2号に規定する教育職給料表の適用を受ける者又は理事長が特に必要と認めた者に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。
- (3) 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地に旅行することをいう。
- (4) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程で「何級の職務」という場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職務をいうものとする。

- (1) 給与規程第4条第2項に規定する給料表の適用を受ける者 同表による当該級の職務
- (2) 宮崎市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第44号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける者 同表による当該級の職務
- (3) 前2号に掲げる者以外の者 当該者の職務を勘案して、理事長が定める職務

3 この規程で「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区に存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に離職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合には当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは当該遺族

3 職員が前項第1号に該当する場合において公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則第26条第2項又は第86条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、法人の依頼又は、要求に応じ、法人業務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることのできる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令を変更され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることのできる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が旅行中交通機関の事故又は天災その他理事長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で理事長が定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 市外の出張地内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃を支給しない。ただし、旅行命令権者が特に必要と認めた場合は支給することができる。  
（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行なわなければならない。

- (1) 前条第1項及び第2項の規定に該当する旅行 旅行命令
  - (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては法人業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

（旅行命令に従わない旅行）

第5条 旅行者は、法人業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、すみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更を認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当りの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当りの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ、一定距離当りの定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、法人業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第9条 1日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における職務の級の変更等のため旅費を区分して計算する必要がある場合には最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(鉄道賃、船賃、航空賃)

第11条 鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、別表第1に定めるところによる。

(車賃)

第12条 車賃の額は、別表第2の定額による。ただし、法人業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には実費額による。

(日当)

第13条 日当の額は、別表第2の定額による。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は法人業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなし、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第14条 宿泊料の額は、別表第2の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、法人業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り、上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第15条 食卓料の額は、別表第2の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合、又は船賃又は航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(移転料)

第16条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧勤務地（新たに採用された職員については居住地）から新勤務地までの路程に応じた別表第3の定額による額

(2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、法人業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

4 市内間の赴任の場合の移転料は、別表第3の鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合の移転料定額の2分の1に相当する額を限度とし、移転に要する実費額とする。

(着後手当)

第17条 着後手当の額は、別表第2の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額とする。

2 市内間の赴任における着後手当の額は、前項に定める額の2分の1に相当する額とする。

(扶養親族移転料)

第18条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧勤務地（新たに採用された職員については居住地）から新勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満、6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人をこえる者1人ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして前項の規定を適用する。

3 市内間の赴任については、扶養親族移転料は支給しない。

(市内旅行等の旅費)

第19条 市内における旅行及び別表第4に掲げる地域への旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費に限り支給する。

(1) 運賃を要する場合は、その実費額の鉄道賃及び車賃

(2) 法人業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合は、別表第2に定める甲地方の宿泊料の額の2分の1に相当する額の宿泊料

(日額旅費)

第20条 次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することが適当であると認められるものについては、第6条第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

(1) 調査、視察、その他これらに類する目的のための旅行

(2) 研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

(3) 前2号に掲げる旅行を除く外、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、理事長が定める。ただし、その額は当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この規程で定める基準をこえることはできない。

(外国旅行の旅費)

第21条 職員が外国に旅行する場合に支給する旅費については、国家公務員の例に準じ定める。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、職員が退職等となった日にいた地から旧勤務地までの前職務相当の旅費とする。

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧勤務地までの前職務相当の旅費とする。

(旅行依頼等による場合の旅費)

第24条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、そのつど旅行命令権者が定める。

(旅費の調整)

第25条 旅行者が公用の交通機関宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、旅行命令権者は理事長と協議して定める旅費を支給することができる。

(準用)

第26条 この規程に定めるもののほか、旅費支給に関しては、国の旅費に関する規定を準用する。

(委任)

第27条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(鉄道賃等の支給の特例)

2 別表第1の規定中急行料金及び座席指定料金に関する規定並びに別表第2の規定(着後手当に係る部分を除く。)は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 前項の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年5月8日から施行し、改正後の公立大学法人宮崎公立大学旅費支給規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第5項及び第6項の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日以前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第1

支給対象者		役員	職員	摘要
旅費の種類 (区分)				
鉄道賃		運賃実費 急行料金 特別車両料金 座席指定料金	運賃実費 急行料金 座席指定料金	1 急行料金 (1) 特別急行料金 片道100 キロメートル以上の旅行 (2) 普通急行料金 片道50キ ロメートル以上の旅行 2 座席指定料金 座席指定料 金を徴する客車を運行し、かつ、 特別急行列車又は普通急行列 車を運行する線路による旅行 で片道100キロメートル以 上のもの
船賃	等級を3階 級に区分す る船舶	上級の運賃 寝台料金 座席指定料金	中級の運賃 寝台料金 座席指定料金	1 同一階級の運賃を更に2以上 に区分する船舶による旅行の 場合には、当該階級内の最上級 の運賃とする。 2 座席指定料金 座席指定料 金を徴する船舶を運行する航路 による旅行
	等級を2階 級に区分す る船舶	上級の運賃 寝台料金 座席指定料金	下級の運賃 寝台料金 座席指定料金	
	等級区分の ない船舶	運賃実費 寝台料金 特別船室料金 座席指定料金	運賃実費 寝台料金 座席指定料金	座席指定料金 座席指定料金を徴 する船舶を運行する航路による旅 行
航空賃		運賃実費	運賃実費	

別表第2

区分	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
			甲地方	乙地方	
役員	円	円	円	円	円
		3,000	14,800	13,300	3,000
6級以上の職務にある者、教授又は准教授	37	2,600	13,100	11,800	2,600
5級以下の職務にある者、講師、助教又は助手		2,200	10,900	9,800	2,200

## 備考 車賃

1 全路程を通算して計算する。ただし、区分計算をする場合は、その区分された路程ごとに通算して計算する。

2 通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

## 宿泊料

1 甲地方とは、市及び東京都の特別区をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第3

区分	役員、7級以上の職務にある者、教授又は准教授	6級以下4級以上の職務にある者、講師又は助教	3級以下の職務にある者又は助手
鉄道50キロメートル未満	円 126,000	107,000	93,000
鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	円 144,000	123,000	107,000
鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	円 178,000	152,000	132,000
鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	円 220,000	187,000	163,000
鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	円 292,000	248,000	216,000
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	円 306,000	261,000	227,000
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	円 328,000	279,000	243,000
鉄道2,000キロメートル以上	円 381,000	324,000	282,000

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第4

国富町  
綾町